

入 札 説 明 書

(一 般 競 争 入 札)

物 件 名

令和8年度コピー用紙単価契約 (知事・教育)

総務事務厚生課

令和8年4月3日

入札説明書項目

- ・ 入札手続きについて
- ・ ～入札までの流れ（補足説明）～
- ・ 入札日程表
- ・ 仕様概要
- ・ 仕様書
- ・ 仕様書別紙
- ・ 納品所属一覧
- ・ 入札参加者心得
- ・ 入札保証金・契約保証金についての注意事項
- ・ 入札書及び記入例
- ・ 委任状及び記入方法について
- ・ 仕様申立書提出要領
- ・ 仕様申立書
- ・ 物品購入証明書
- ・ 履行確認書（交付願）及び記入例
- ・ 保証保険記載例
- ・ 契約書（案）
- ・ 誓約書
- ・ 課税（免税）事業者届出書

令和8年度コピー用紙単価契約（知事・教育）入札手続きについて

福岡県が調達する物品に係る入札公告に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

- ・入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。
 - ・仕様書について疑義がある場合は、文書（FAX 可）で下記6に掲げる部署に説明を求めることができます（※）。
 - ・質問に対する回答は下記6に掲げる部署の執務室に掲示します（※）。
 - ・入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- ※締切日時は入札日程表を参照してください。

1 公告日

令和8年4月3日（金）

2 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品および数量
仕様書のとおり
- (2) 調達物品の仕様等
仕様書のとおり
- (3) 履行期限
令和8年6月1日から令和9年5月31日まで
- (4) 履行場所
別紙納品所属一覧のとおり

3 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（令和7年度競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

4 入札参加資格を得るための申請の方法

3に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、入札日程表に記載の日時までに次の(2)の部局へ提出してください。

(1) 申請書の入手方法

福岡県庁ホームページからダウンロードする。（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

(2) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092(ダイヤルイン)

5 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

次の条件を満たすことが必要です。

(1) 3 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者であること。

大分類	中分類	希望業種名	等級
0 1	0 3	紙	AA、A、B
0 1	0 2	事務機器	AA、A、B
0 5	0 2	電気通信機器	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できる者であること。

(3) 納入する物品にかかるアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(4) 納入しようとする物品が 2 の(2)に示した物品であることの証明として、仕様申立書を総務部総務事務厚生課調達班に令和 8 年 4 月 23 日（木）までに提出し、承認を受けた者。なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者であること。

6 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟 1 階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
電話番号 092-643-3092(ダイヤルイン)
FAX 092-643-3109

7 契約条項を示す場所

6 の部局とします。

8 契約書作成の要否

要（別添契約書案）

落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、直ちに、課税（免税）事業者届出書を提出すること。

9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

10 入札説明会

行わないものとします。

11 入札

(1) 提出場所

福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟 1 階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
電話番号 092-643-3092(ダイヤルイン)

(2)提出締切

入札日程表に記載しています。

(3)注意事項

- ア 入札に参加する者は、入札書（別紙様式）を持参（ただし県の休日には受領しません。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）で以下により提出しなければなりません。電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めません。
- イ 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とします。
- ウ 落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額を入札書に記載してください。
- エ 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ、密封し、かつ封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「○月○日開封（入札案件名）入札書在中」と記載し、郵便により提出する場合は封筒に入れ、密封のうえ、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を記載し、外封筒の封皮には「○月○日開封（入札案件名）入札書在中」と記載してください。
- オ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければなりません。

(4)入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合があります。

12 入札保証金の納付期限

入札日程表に記載しています。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供してください。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されます。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上）を締結し、その証券を提出する場合。
- イ 過去2年間に本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（見積金額（税込み）の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供してください。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されます。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証券を提出する場合。
- イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

14 開札

(1) 日時

入札日程表に記載しています。

(2) 場所

福岡県総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟地下1階）

福岡市博多区東公園7番7号

(3) 開札に立ち会うことを認められる者。

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行います。

(4) 落札者がいない場合

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行います。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度の入札を行います。

15 入札の無効

次の入札は無効とします。

なお、14の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができません。

(1) 入札金額の記載がないもの、又は入札金額を訂正した入札。

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札。

(7) 金額の重複記載又は誤字、若しくは脱字により必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等、入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しません。

(9) 入札書の日付がないもの、又は日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうちに開札に立ち会わない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

17 調達手続の停止

特定調達にかかる苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止を要請する場合があります。この場合、調達手続きの停止等があります。

～入札までの流れ(補足説明)～

1 仕様申立書について

実際に納品しようとしている物品が、提示している仕様書の要件を確かに満たしていることの証明として、この入札説明書の中にある様式「仕様申立書」を提出し、承認を受けることが入札参加の条件となります。提出については仕様申立書提出要領を熟読してください。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送	調達班	入札日程表のとおり	別紙「仕様申立書」	仕様書性能を満たす証明として同等品のカタログ等を添付してください。

2 質問の受付について

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議の申立てはできません。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
書面提出(FAX可)	調達班※	入札日程表のとおり	任意	<ul style="list-style-type: none">入札方法等に関する一般的な質問は電話可です。回答は調達班執務室内に文書にて掲示します。

3 委任状について

入札手続きは入札参加申請者である事業者の代表者又は代理人により行っていただきますが、委任状を提出することによりその手続きを受任者に委ねることができます。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送	調達班	委任事項発生時	別紙「委任状」	別紙「委任状」記載例を参照してください。

※調達班 福岡県総務部総務事務厚生課調達班(県庁南棟1階)
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
電話番号 092-643-3092
FAX 092-643-3109

4 入札保証金について

入札書を提出される際には、あらかじめ(1)により入札保証金を本県に納付していただきます。ただし、(2)、(3)による場合は、入札保証金が免除されます。

(詳細は、別紙「入札保証金・契約保証金についての注意事項」を参照してください。)

(1)入札保証金を現金又は小切手等により納付する場合

入札保証金は郵送での受付をしていません。

入札保証金を納付される入札参加者には入札書の持参をお勧めします。納付された入札保証金は入札終了後(落札者は契約締結後)に還付します。なお、落札者は入札保証金を契約保証金の一部に充当することもできます。万一、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は本県に帰属します。

提出方法	入札保証金		提出様式	注意事項
	提出先	提出期限		
持参	調達班	入札日程表のとおり	保証金等納付書(委任状は別紙「委任状」を使用してください。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小切手は銀行振出小切手(振出人及び支払人が同一金融機関であるもの)に限定します。</u> ・ 調達班で準備している保証金等納付書(財務規則様式第144号)に必要事項を記入し、次の①～③のいずれかの印を押印又は署名して納付してください。 ・ ① 本県に登録している代表者印 ・ ② 競争入札参加資格申請時に提出している委任状に記載された代理人の印 ・ ③ 3により①、②の代表者等から委任を受けた委任状持参者は、受任者の私印

(2)入札保証金を免除するため、入札保証保険証券を提出する場合

入札保証保険証券とは、保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときこれを証する書類です。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送(書留限定)	調達班	入札日程表のとおり	(入札保証保険証券の原本。)	<ul style="list-style-type: none"> ※持参の場合は封筒に入れ、(入札案件名)を書いて提出。 ※郵送の場合は封書にしたものをさらに封書にし、封筒の表に「(入札案件名)入札保証保険証券在中」と記載して調達班へ郵送。

(3)入札保証金を免除するため、物品購入証明書等を提出する場合

物品購入証明書とは、過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結したことを証する書類です。

調達班に契約実績がある場合には、物品購入証明書に代え、イにより履行確認書(交付願)を提出してください。

ア 本県(調達班を除く。)若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)の物品購入証明書を提出する場合

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は 郵送(書留 限定)	調達班	入札日程表のと おり	(別紙「物 品購入証 明書」を参 照のこと)	※持参の場合は封筒に入れ、(入札案件名)を書いて提出。
				※郵送の場合は封書にしたものをさらに封書にし、封筒の表に「(入札案件名)物品購入証明書在中」と記載して調達班へ郵送。

イ 調達班に契約実績があり、履行確認書(交付願)を提出する場合

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は 郵送(書留 限定)	調達班	入札日程表のと おり	別紙様式 「履行確認 書(交付 願)」	※持参の場合は封筒に入れ、(入札案件名)を書いて提出。 ※郵送の場合は封書にしたものをさらに封書にし、封筒の表に「(入札案件名) 履行確認書(交付願)在中」と記載して調達班へ郵送。

5 入札書について

入札書記入に当たっての注意事項等は次のとおりです。

(1) 主な注意事項

- ・ 電話、電報、FAX、電子メールその他の方法の入札は不可です。
- ・ **入札書の日付は、総務事務厚生課調達班が仕様申立書の承認通知書を発した日から入札書提出期限までのいずれかの日です。開札日にはありませんのでご注意ください。**
- ・ 日付がないもの又は日付に記載誤りがあるものは無効となるので十分注意してください。
- ・ 委任状を提出する場合は、入札書の記名は委任を受けた人の名前となります。
- ・ 委任状の提出がない場合は、本県に登録している代表者等の名前となります。
- ・ **入札書の書き方及び注意点は別紙「入札参加者心得」、「記入例」を御覧ください。特に、¥マークの横の入札金額、記名がないもの、入札金額を訂正したものは無効となります。入札金額は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにかかわらず、契約希望金額の110分の100に相当する額を記載してください。**
- ・ 入札金額は、本体価格の外、輸送費、関税等納入引き渡しに要する一切の諸経費を含めたものとなります。
- ・ **入札書の頭金額で判定します。契約は単価で締結しますが、落札者の判定は、契約期間の使用見込枚数に単価を乗じた額の総価(合計金額)で行います。ただし、発注見込枚数は、保証するものではありません。**
- ・ 入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ・ 入札は入札書を提出した事業者の代表者又は代理人等(3により委任状で委任を受けた受任者を含む。)(以下「入札者」という。)を立ち合わせて実施します。
- ・ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、入札を延期し、又は中止することがあります。

(2) 提出方法等

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は 郵送(書留 限定)	調達班	入札日程表のと おり	別紙様式 「入札書 (見積書) (請書)」	※持参の場合は封筒に入れ、(入札案件名)を書いて提出。
				※郵送の場合は封書にしたものをさらに封書にし、封筒の表に「(入札案件名)入札書在中」と記載して調達班へ郵送。

6 開札

開札に当たっての注意事項等は次のとおりです。

(1) 主な注意事項

- ・ 本人確認のため、名刺を御持参ください。
- ・ 委任状のない受任者は立ち会いできません。
- ・ 入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。
- ・ 落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者のすべてが立会っている場合にあつて、そのすべての同意が得られればその場で再度の入札を行います。1回目の入札で有効な入札書を提出したもののだけが2回目の入札に参加できるものとします。
- ・ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札で有効な最低価格の入札書を提出した者と随意契約を行うことがあります。

(2) 開札の場所等

開札の場所	開札日時	注意事項
総務事務厚生課入札室 (県庁行政南棟地下1階)	入札日程表のとおり	再度の入札の準備をお願いします。

2026

入札日程表

「令和8年度コピー用紙単価契約(知事・教育)」

4	1	水	
	2	木	
	3	金	公告・入札説明書配布開始
	4	土	
	5	日	
	6	月	
	7	火	
	8	水	
	9	木	
	10	金	
	11	土	
	12	日	
	13	月	
	14	火	
	15	水	
	16	木	資格審査申請〆切 ~15:00
	17	金	質問受付〆切 ~16:00
	18	土	
	19	日	
	20	月	
	21	火	
	22	水	質問回答の掲示 14:00~
	23	木	仕様申立書提出〆切 ~17:00・入札説明書配布終了
	24	金	
	25	土	
	26	日	
	27	月	
	28	火	
	29	水	
	30	木	
5	1	金	
	2	土	
	3	日	
	4	月	
	5	火	
	6	水	
	7	木	
	8	金	仕様申立書承認通知期限
	9	土	
	10	日	
	11	月	
	12	火	
	13	水	
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月	(入札書を郵送する場合)入札保証金の納付 ~15:00 (郵送による)入札書提出〆切 ~17:00	
19	火	入札保証金の納付、入札保証金免除資料提出〆切 ~15:00 入札書提出締切 ~15:00	
20	水	開札 10:00~	

仕様概要

1 地区について

県内を下表の8地区に分割し、それぞれの地区毎に入札を行う。

地域区分	地区内訳
本 庁	福岡市博多区東公園7-7に存する福岡県庁舎内の各所属 (福岡(北)地区の本庁課内室を含む。)
福岡(北)地区	福岡市(東区、博多区、中央区)、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡
福岡(南)地区	福岡市(南区、城南区、早良区、西区)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市
北九州(北)地区	北九州市、中間市、遠賀郡
北九州(南)地区	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
筑豊地区	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉徳郡、田川郡
筑後(北)地区	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡
筑後(南)地区	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潞郡、八女郡

2 契約期間について

令和8年6月1日から令和9年5月31日までの期間とする。

3 請求事務について

契約業者は、物品毎の納入合計数量に契約単価を乗じて得た金額を端数処理し、その端数処理した物品毎の金額の総額を請求するものとする。

ただし、契約業者がインボイス請求書を交付する場合は、物品ごとの納入合計数量に契約単価を乗じて得た金額を合計し、端数処理を行った額を請求金額とする。

仕 様 書

(本 庁)

規格品質等は下記のとおりです。

(請求先) 各所属	(納入場所) 別紙納品所属一覧のとおり	(契約履行期限) 令和8年6月1日～令和9年5月31日
--------------	------------------------	--------------------------------

番号	品名	規 格	単位	備 考
1	コピー用紙	A3	1包	500枚入
2	〃	A4	1包	500枚入
3	〃	B4	1包	500枚入
4	〃	B5	1包	500枚入
5		詳細は下記のとおり		

摘

要

- 調達物品
コピー用紙 A3・A4・B4・B5の4規格
※1 納品する商品は、1包は250枚入、500枚入どちらでもよいが、入札金額は1包500枚入で比較するため、1包250枚入の商品で応札する場合は、1包250枚入の税抜き単価の2倍の額を入札書の税抜き単価の欄に記入することになるので注意すること。
※2 入札書の頭金額は、4規格の用紙の総価額を記入すること。
- 予定発注数量
1包500枚入の予定数量を示している。
A3サイズ 2,900包
A4サイズ 75,200包
B4サイズ 200包
B5サイズ 100包
予定数量は、あくまで見込みの数量であり、県が予定数量を保証するものではない。
- 納入方法
納品指示は、各所属から契約業者に対し随時行う。納品は1箱単位とし、契約業者は、原則として、納品指示を受けた日から3日以内（庁舎の閉庁日は除く）に指定した場所に納品すること。
- 規格
 - ア 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式（仕様書別紙参照）により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
イ バージンパルプが使用されている場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
ウ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易確認できるようにし、参照先を明確にすること。
 - 塗工するものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。
 - 坪量63.0～71.5g/m²程度、厚さ82～102μm程度であること。
 - 両面コピーに対応していること。
 - 紙粉のため機械が故障しないように紙粉の除去処理が行われていること。
 - 包装紙は、防湿性があること。

仕様書 (福岡(北))

規格品質等は下記のとおりです。

(請求先) 各所属		(納入場所) 別紙納品所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和8年6月1日～令和9年5月31日	
番号	品名	規格	単位	備考
1	コピー用紙	A3	1包	500枚入
2	〃	A4	1包	500枚入
3	〃	B4	1包	500枚入
4	〃	B5	1包	500枚入
5		詳細は下記のとおり		
摘要	<p>1 調達物品 コピー用紙 A3・A4・B4・B5の4規格</p> <p>※1 納品する商品は、1包は250枚入、500枚入どちらでもよいが、入札金額は1包500枚入で比較するため、1包250枚入の商品で応札する場合は、1包250枚入の税抜き単価の2倍の額を入札書の税抜き単価の欄に記入することになるので注意すること。</p> <p>※2 入札書の頭金額は、4規格の用紙の総価額を記入すること。</p> <p>2 予定発注数量 1包500枚入の予定数量を示している。 A3サイズ 2,100包 A4サイズ 46,600包 B4サイズ 13,700包 B5サイズ 1,400包 予定数量は、あくまで見込みの数量であり、県が予定数量を保証するものではない。</p> <p>3 納入方法 納品指示は、各所属から契約業者に対し随時行う。納品は1箱単位とし、契約業者は、原則として、納品指示を受けた日から3日以内（庁舎の閉庁日は除く）に指定した場所に納品すること。</p> <p>4 規格 (1)ア 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式（仕様書別紙参照）により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ パージンパルプが使用されている場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。 ウ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易確認できるようにし、参照先を明確にすること。 (2) 塗工するものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。 (3) 坪量63.0～71.5g/m²程度、厚さ82～102μm程度であること。 (4) 両面コピーに対応していること。 (5) 紙粉のため機械が故障しないように紙粉の除去処理が行われていること。 (6) 包装紙は、防湿性があること。</p>			

仕 様 書

(福岡(南))

規格品質等は下記のとおりです。

(請求先) 各所属	(納入場所) 別紙納品所属一覧のとおり	(契約履行期限) 令和8年6月1日～令和9年5月31日
---------------------	-------------------------------	---------------------------------------

番号	品名	規 格	単 位	備 考
1	コピー用紙	A3	1包	500枚入
2	〃	A4	1包	500枚入
3	〃	B4	1包	500枚入
4	〃	B5	1包	500枚入
5	詳細は下記のとおり			

摘

要

- 1 調達物品
 コピー用紙 A3・A4・B4・B5の4規格
 ※1 納品する商品は、1包は250枚入、500枚入どちらでもよいが、入札金額は1包500枚入で比較するため、1包250枚入の商品で応札する場合は、1包250枚入の税抜き単価の2倍の額を入札書の税抜き単価の欄に記入することになるので注意すること。
 ※2 入札書の頭金額は、4規格の用紙の総価額を記入すること。
- 2 予定発注数量
 1包500枚入の予定数量を示している。
 A3サイズ 2,400包
 A4サイズ 41,700包
 B4サイズ 21,000包
 B5サイズ 3,200包
 予定数量は、あくまで見込みの数量であり、県が予定数量を保証するものではない。
- 3 納入方法
 納品指示は、各所属から契約業者に対し随時行う。納品は1箱単位とし、契約業者は、原則として、納品指示を受けた日から3日以内（庁舎の閉庁日は除く）に指定した場所に納品すること。
- 4 規格
 - (1)ア 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式（仕様書別紙参照）により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
 - イ バージンパルプが使用されている場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
 - ウ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易確認できるようにし、参照先を明確にすること。
 - (2) 塗工するものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。
 - (3) 坪量63.0～71.5g/m²程度、厚さ82～102μm程度であること。
 - (4) 両面コピーに対応していること。
 - (5) 紙粉のため機械が故障しないように紙粉の除去処理が行われていること。
 - (6) 包装紙は、防湿性があること。

仕様書 (北九州(北))

規格品質等は下記のとおりです。

(請求先) 各所属	(納入場所) 別紙納品所属一覧のとおり	(契約履行期限) 令和8年6月1日～令和9年5月31日
--------------	------------------------	--------------------------------

番号	品名	規格	単位	備考
1	コピー用紙	A3	1包	500枚入
2	〃	A4	1包	500枚入
3	〃	B4	1包	500枚入
4	〃	B5	1包	500枚入
5		詳細は下記のとおり		

摘

要

- 調達物品
コピー用紙 A3・A4・B4・B5の4規格
※1 納品する商品は、1包は250枚入、500枚入どちらでもよいが、入札金額は1包500枚入と比較するため、1包250枚入の商品で応札する場合は、1包250枚入の税抜き単価の2倍の額を入札書の税抜き単価の欄に記入することになるので注意すること。
※2 入札書の頭金額は、4規格の用紙の総価額を記入すること。
- 予定発注数量
1包500枚入の予定数量を示している。
A3サイズ 1,900包
A4サイズ 34,900包
B4サイズ 11,900包
B5サイズ 1,300包
予定数量は、あくまで見込みの数量であり、県が予定数量を保証するものではない。
- 納入方法
納品指示は、各所属から契約業者に対し随時行う。納品は1箱単位とし、契約業者は、原則として、納品指示を受けた日から3日以内（庁舎の閉庁日は除く）に指定した場所に納品すること。
- 規格
(1)ア 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式（仕様書別紙参照）により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
イ パージンパルプが使用されている場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。
ウ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易確認できるようにし、参照先を明確にすること。
(2) 塗工するものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。
(3) 坪量63.0～71.5g/m²程度、厚さ82～102μm程度であること。
(4) 両面コピーに対応していること。
(5) 紙粉のため機械が故障しないように紙粉の除去処理が行われていること。
(6) 包装紙は、防湿性があること。

仕様書 (北九州(南))

規格品質等は下記のとおりです。

(請求先) 各所属	(納入場所) 別紙納品所属一覧のとおり	(契約履行期限) 令和8年6月1日～令和9年5月31日
--------------	------------------------	--------------------------------

番号	品名	規格	単位	備考
1	コピー用紙	A3	1包	500枚入
2	〃	A4	1包	500枚入
3	〃	B4	1包	500枚入
4	〃	B5	1包	500枚入
5		詳細は下記のとおり		

摘

要

1 調達物品

コピー用紙 A3・A4・B4・B5の4規格

※1 納品する商品は、1包は250枚入、500枚入どちらでもよいが、入札金額は1包500枚入で比較するため、1包250枚入の商品で応札する場合は、1包250枚入の税抜き単価の2倍の額を入札書の税抜き単価の欄に記入することになるので注意すること。

※2 入札書の頭金額は、4規格の用紙の総価額を記入すること。

2 予定発注数量

1包500枚入の予定数量を示している。

A3サイズ 1,000包

A4サイズ 14,800包

B4サイズ 4,100包

B5サイズ 800包

予定数量は、あくまで見込みの数量であり、県が予定数量を保証するものではない。

3 納入方法

納品指示は、各所属から契約業者に対し随時行う。納品は1箱単位とし、契約業者は、原則として、納品指示を受けた日から3日以内（庁舎の閉庁日は除く）に指定した場所に納品すること。

4 規格

(1)ア 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式（仕様書別紙参照）により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。

イ パージンパルプが使用されている場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。

ウ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易確認できるようにし、参照先を明確にすること。

(2) 塗工するものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。

(3) 坪量63.0～71.5g/m²程度、厚さ82～102μm程度であること。

(4) 両面コピーに対応していること。

(5) 紙粉のため機械が故障しないように紙粉の除去処理が行われていること。

(6) 包装紙は、防湿性があること。

仕様書

(筑豊)

規格品質等は下記のとおりです。

(請求先) 各所属	(納入場所) 別紙納品所属一覧のとおり	(契約履行期限) 令和8年6月1日～令和9年5月31日
--------------	------------------------	--------------------------------

番号	品名	規格	単位	備考
1	コピー用紙	A3	1包	500枚入
2	〃	A4	1包	500枚入
3	〃	B4	1包	500枚入
4	〃	B5	1包	500枚入
5		詳細は下記のとおり		

摘

要

- 調達物品
コピー用紙 A3・A4・B4・B5の4規格
※1 納品する商品は、1包は250枚入、500枚入どちらでもよいが、入札金額は1包500枚入で比較するため、1包250枚入の商品で応札する場合は、1包250枚入の税抜き単価の2倍の額を入札書の税抜き単価の欄に記入することになるので注意すること。
※2 入札書の頭金額は、4規格の用紙の総価額を記入すること。
- 予定発注数量
1包500枚入の予定数量を示している。
A3サイズ 1,600包
A4サイズ 31,600包
B4サイズ 7,100包
B5サイズ 800包
予定数量は、あくまで見込みの数量であり、県が予定数量を保証するものではない。
- 納入方法
納品指示は、各所属から契約業者に対し随時行う。納品は1箱単位とし、契約業者は、原則として、納品指示を受けた日から3日以内（庁舎の閉庁日は除く）に指定した場所に納品すること。
- 規格
(1)ア 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式（仕様書別紙参照）により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
イ バージンパルプが使用されている場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
ウ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易確認できるようにし、参照先を明確にすること。
(2) 塗工するものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。
(3) 坪量63.0～71.5g/m²程度、厚さ82～102μm程度であること。
(4) 両面コピーに対応していること。
(5) 紙粉のため機械が故障しないように紙粉の除去処理が行われていること。
(6) 包装紙は、防湿性があること。

仕様書 (筑後(北))

規格品質等は下記のとおりです。

(請求先) 各所属	(納入場所) 別紙納品所属一覧のとおり	(契約履行期限) 令和8年6月1日～令和9年5月31日
--------------	------------------------	--------------------------------

番号	品名	規格	単位	備考
1	コピー用紙	A3	1包	500枚入
2	〃	A4	1包	500枚入
3	〃	B4	1包	500枚入
4	〃	B5	1包	500枚入
5		詳細は下記のとおり		

摘

要

- 調達物品
コピー用紙 A3・A4・B4・B5の4規格
※1 納品する商品は、1包は250枚入、500枚入どちらでもよいが、入札金額は1包500枚入と比較するため、1包250枚入の商品で応札する場合は、1包250枚入の税抜き単価の2倍の額を入札書の税抜き単価の欄に記入することになるので注意すること。
※2 入札書の頭金額は、4規格の用紙の総価額を記入すること。
- 予定発注数量
1包500枚入の予定数量を示している。
A3サイズ 2,400包
A4サイズ 28,400包
B4サイズ 6,900包
B5サイズ 900包
予定数量は、あくまで見込みの数量であり、県が予定数量を保証するものではない。
- 納入方法
納品指示は、各所属から契約業者に対し随時行う。納品は1箱単位とし、契約業者は、原則として、納品指示を受けた日から3日以内（庁舎の閉庁日は除く）に指定した場所に納品すること。
- 規格
(1)ア 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式（仕様書別紙参照）により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
イ パージンパルプが使用されている場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。
ウ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易確認できるようにし、参照先を明確にすること。
(2) 塗工するものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。
(3) 坪量63.0～71.5g/m²程度、厚さ82～102μm程度であること。
(4) 両面コピーに対応していること。
(5) 紙粉のため機械が故障しないように紙粉の除去処理が行われていること。
(6) 包装紙は、防湿性があること。

仕様書

(筑後(南))

規格品質等は下記のとおりです。

(請求先) 各所属	(納入場所) 別紙納品所属一覧のとおり	(契約履行期限) 令和8年6月1日～令和9年5月31日
--------------	------------------------	--------------------------------

番号	品名	規格	単位	備考
1	コピー用紙	A3	1包	500枚入
2	〃	A4	1包	500枚入
3	〃	B4	1包	500枚入
4	〃	B5	1包	500枚入
5		詳細は下記のとおり		

摘

要

1 調達物品

コピー用紙 A3・A4・B4・B5の4規格

※1 納品する商品は、1包は250枚入、500枚入どちらでもよいが、入札金額は1包500枚入と比較するため、1包250枚入の商品で応札する場合は、1包250枚入の税抜き単価の2倍の額を入札書の税抜き単価の欄に記入することになるので注意すること。

※2 入札書の頭金額は、4規格の用紙の総価額を記入すること。

2 予定発注数量

1包500枚入の予定数量を示している。

A3サイズ 1,700包

A4サイズ 26,500包

B4サイズ 5,300包

B5サイズ 1,000包

予定数量は、あくまで見込みの数量であり、県が予定数量を保証するものではない。

3 納入方法

納品指示は、各所属から契約業者に対し随時行う。納品は1箱単位とし、契約業者は、原則として、納品指示を受けた日から3日以内（庁舎の閉庁日は除く）に指定した場所に納品すること。

4 規格

(1)ア 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式（仕様書別紙参照）により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。

イ バージンパルプが使用されている場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

ウ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易確認できるようにし、参照先を明確にすること。

(2) 塗工するものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。

(3) 坪量63.0～71.5g/m²程度、厚さ82～102μm程度であること。

(4) 両面コピーに対応していること。

(5) 紙粉のため機械が故障しないように紙粉の除去処理が行われていること。

(6) 包装紙は、防湿性があること。

仕様書別紙

1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

- (1) 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- (2) 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

4 「総合評価値」とは5に示されるYの値をいう。

「指標値」とは、5に示されるx1,x2,x3,x4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、5に示されるx5,x6の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、5のy1,y2,y3,y4,y5について示される式により算出された数値をいう。

5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y = (y1 + y2 + y3) + y4 + y5$$

$$y1 = x1 - 20 \quad (70 \leq x1 \leq 100)$$

$$y2 = x2 + x3 \quad (0 \leq x2 + x3 \leq 30)$$

$$y3 = 0.5 \times x4 \quad (0 \leq x4 \leq 30)$$

$$y4 = -x5 + 75 \quad (60 \leq x5 \leq 75, x5 < 60 \rightarrow x5 = 60, x5 > 75 \rightarrow x5 = 75)$$

$$y5 = -2.5x6 + 170 \quad (62 \leq x6 \leq 68, x6 < 62 \rightarrow x6 = 62, x6 > 68 \rightarrow x6 = 68,)$$

Y及びy1,y2,y3,y4,y5,x1,x2,x3,x4,x5,x6は次の数値を表す。

Y（総合評価値）：y1,y2,y3,y4,y5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y1：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y2：森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y3：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y5：坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x1：最低保証の古紙パルプ配合率（％）

x2：森林認証材パルプ利用割合（％）

$$x2 = (\text{森林認証材パルプ/バージンパルプ}) \times (100 - x1)$$

x3：間伐材等パルプ利用割合 (%)

$$x3 = (\text{間伐材等パルプ/バージンパルプ}) \times (100 - x1)$$

x4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ/バージンパルプ}) \times (100 - x1)$$

x5：白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x6：坪量 (g/m²)

坪量は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

- 6 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。
- 7 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイト公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。
- 8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にとっては、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）」に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にとっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。
- 10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

ブロック別納品所属一覧(令和8年4月1日現在)

本庁ブロック

部局名	組織名称	電話番号	郵便番号	住所	本庁・出先区分	ブロック
総務部	行政マネジメント課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
総務部	法務・県民情報課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
総務部	人事課	092-643-3036	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
総務部	財政課	092-643-3053	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
総務部	税務課	092-643-3062	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
総務部	財産活用課	092-643-3086	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
総務部	総務事務厚生課	092-643-3145	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
総務部	統計課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
総務部	(防災危機管理局)防災企画課	092-643-3112	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
総務部	(防災危機管理局)危機管理課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
総務部	(防災危機管理局)消防保安課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
政策企画部	秘書・政策室 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
政策企画部	企画総務課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
政策企画部	広報課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
政策企画部	デジタル戦略推進課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
政策企画部	(国際局)国際政策課	092-643-3200	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
政策企画部	(国際局)国際交流課	092-643-3218	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
市町村・地域振興部	地域振興総務課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
市町村・地域振興部	市町村政策支援課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
市町村・地域振興部	市町村行財政支援課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
市町村・地域振興部	生活安全課	092-643-3167	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
市町村・地域振興部	(空港・交通政策局)空港政策課	092-643-3216	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
市町村・地域振興部	(空港・交通政策局)空港事業課	092-643-3171	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
市町村・地域振興部	(空港・交通政策局)交通政策課	092-643-3166	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
市町村・地域振興部	(文化局)文化政策課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
市町村・地域振興部	(文化局)九博・世界遺産・文化施設課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
人材育成・活躍推進部	人材活躍・労働総務課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
人材育成・活躍推進部	男女共同参画推進課	092-643-3391	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
人材育成・活躍推進部	女性活躍推進課	092-643-3399	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
人材育成・活躍推進部	(労働政策局)就業支援課	092-643-3593	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
人材育成・活躍推進部	(労働政策局)職業能力開発課	092-643-3601	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
人材育成・活躍推進部	(私学振興・青少年育成局)青少年政策課	092-643-3127	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
人材育成・活躍推進部	(私学振興・青少年育成局)私学振興課	092-643-3129	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
人材育成・活躍推進部	(私学振興・青少年育成局)青少年育成課	092-643-3386	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
人材育成・活躍推進部	(スポーツ局)スポーツ企画課	092-643-3407	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
人材育成・活躍推進部	(スポーツ局)スポーツ振興課	092-643-3515	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
保健医療介護部	保健医療介護総務課	092-643-3237	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
保健医療介護部	ワンヘルス総合推進課	092-643-3622	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
保健医療介護部	健康増進課	092-643-3270	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
保健医療介護部	がん感染症疾病対策課	092-643-3267	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
保健医療介護部	生活衛生課	092-643-3279	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
保健医療介護部	医療指導課	092-643-3328	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
保健医療介護部	薬務課	092-643-3284	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
保健医療介護部	医療保険課	092-643-3299	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
保健医療介護部	高齢者地域包括ケア推進課	092-643-3248	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
保健医療介護部	介護保険課	092-643-3321	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
福祉こども政策部	福祉総務課	092-643-3244	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
福祉こども政策部	こども未来課	092-643-3013	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
福祉こども政策部	子育て支援課	092-643-3258	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
福祉こども政策部	こども福祉課	092-643-3255	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
福祉こども政策部	障がい福祉課	092-643-3262	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
福祉こども政策部	保護・援護課	092-643-3294	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
福祉こども政策部	(人権・同和対策局)調整課	092-643-3324	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
環境部	環境政策課	092-643-3354	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
環境部	水・大気環境課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
環境部	脱炭素社会推進課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
環境部	循環型社会推進課	092-643-3371	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
環境部	廃棄物対策課	092-643-3363	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
環境部	産業廃棄物監視指導課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
環境部	自然環境課	092-643-3367	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁

※(注1) 4月1日付新設予定 ※(注2) 決定後、契約業者に通知。

ブロック別納品所属一覧(令和8年4月1日現在)

本庁ブロック

部局名	組織名称	電話番号	郵便番号	住所	本庁・出先区分	ブロック
商工部	商工政策課	092-643-3413	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
商工部	スタートアップ推進課	092-643-3449	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
商工部	先端技術産業振興課	092-643-3445	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
商工部	自動車・水素産業振興課	092-643-3447	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
商工部	企業立地課	092-643-3442	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
商工部	(中小企業振興局)中小企業経営支援課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
商工部	(中小企業振興局)中小企業技術振興課	092-643-3435	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
商工部	(観光局)観光政策課	092-643-3419	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
商工部	(観光局)観光振興課	092-643-3429	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
農林水産部	農林水産政策課	092-643-3464	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
農林水産部	農山漁村振興課	092-643-3503	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
農林水産部	食の安全・地産地消課	092-643-3518	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
農林水産部	団体指導課	092-643-3479	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
農林水産部	輸出促進課	092-643-3525	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
農林水産部	福岡の食販売促進課	092-643-3514	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
農林水産部	園芸振興課	092-643-3486	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
農林水産部	水田農業振興課	092-643-3472	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
農林水産部	経営技術支援課	092-643-3492	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
農林水産部	畜産課	092-643-3496	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
農林水産部	農村森林整備課	092-643-3502	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
農林水産部	林業振興課	092-643-3534	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
農林水産部	(水産局)漁業管理課	092-643-3553	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
農林水産部	(水産局)水産振興課	092-643-3565	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
県土整備部	県土整備総務課	092-643-3636	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
県土整備部	県土整備企画課	092-643-3255	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
県土整備部	用地課	092-643-3649	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
県土整備部	道路維持課	092-643-3653	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
県土整備部	道路建設課	092-643-3660	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
県土整備部	河川管理課	092-643-3666	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
県土整備部	河川整備課	092-643-3691	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
県土整備部	港湾課	092-643-3674	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
県土整備部	砂防課	092-643-3678	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
県土整備部	水資源対策課	092-643-3205	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
建築都市部	建築都市総務課	092-643-3704	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
建築都市部	都市計画課	092-643-3711	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
建築都市部	開発・盛土指導課	092-643-3797	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
建築都市部	建築指導課	092-643-3718	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
建築都市部	公園街路課	092-643-3724	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
建築都市部	上下水道課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
建築都市部	住宅計画課	092-643-3731	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
建築都市部	県営住宅課	092-643-3739	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
建築都市部	営繕設備課	092-643-3744	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
会計管理局	会計課	092-643-3772	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
議会事務局	総務課	092-643-3823	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
人事委員会事務局	任用課	092-643-3955	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
監査委員事務局	総務課	092-643-3966	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
教育庁	教育総務部総務課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
教育庁	教育総務部教育イノベーション推進課 ※(注1)	※(注2)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
教育庁	教育総務部財務課	092-643-3865	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
教育庁	教育総務部教職員課	092-643-3894	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
教育庁	教育総務部施設課	092-643-3900	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
教育庁	教育総務部文化財保護課	092-643-3874	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
教育庁	教育振興部高校教育課	092-643-3903	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
教育庁	教育振興部義務教育課	092-643-3908	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
教育庁	教育振興部特別支援教育課	092-643-3909	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
教育庁	教育振興部人権・同和教育課	092-643-3916	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
教育庁	教育振興部体育スポーツ健康課	092-643-3921	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁
教育庁	教育振興部社会教育課	092-643-3886	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	本庁	本庁

※(注1) 4月1日付新設予定 ※(注2) 決定後、契約業者に通知。

ブロック別納品所屬一覧(令和8年4月1日現在)

福岡(北)ブロック

部局名	組織名称	電話番号	郵便番号	住所	本庁・出先区分	ブロック
総務部	博多県税事務所	092-260-6001	812-8542	福岡市博多区博多駅東1-17-1(2F・3F)	出先	福岡
総務部	東福岡県税事務所	092-641-0201	812-8543	福岡市東区箱崎1-18-1 粕屋総合庁舎	出先	福岡
総務部	西福岡県税事務所	092-735-6141	810-8515	福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎	出先	福岡
政策企画部	パスポートセンター	092-725-9001	810-0001	福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡3階	出先	福岡
市町村・地域振興部	消費生活センター	092-632-1600	812-0046	福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎	出先	福岡
保健医療介護部	粕屋保健福祉事務所	092-939-1500	811-2318	糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26	出先	福岡
保健医療介護部	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-2045	811-3436	宗像市東郷1-2-1 宗像総合庁舎	出先	福岡
福祉こども政策部	宗像児童相談所	0940-37-3255	811-3436	宗像市東郷1-2-3	出先	福岡
福祉こども政策部	こども療育センター新光園	092-962-2231	811-0119	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4-2-1	出先	福岡
人材育成・活躍推進部	福岡労働者支援事務所	092-735-6149	810-0042	福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎	出先	福岡
人材育成・活躍推進部	福岡高等技術専門学校	092-681-0261	813-0044	福岡市東区千早4-24-1	出先	福岡
商工部	福岡中小企業振興事務所	092-622-1040	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 中小企業振興センター1F	出先	福岡
商工部	計量検定所	092-939-1541	811-2302	糟屋郡粕屋町大字大隈188-2	出先	福岡
農林水産部	福岡農林事務所	092-735-6122	810-0042	福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎	出先	福岡
農林水産部	福岡農林事務所 北筑前普及指導センター	0940-43-8833	811-3219	福津市西福岡4丁目2-1	出先	福岡
農林水産部	中央家畜保健衛生所	092-633-2920	812-0051	福岡市東区箱崎ふ頭4-14-5	出先	福岡
県土整備部	福岡県土整備事務所	092-641-0161	812-0053	福岡市東区箱崎1-18-1 粕屋総合庁舎	出先	福岡
県土整備部	北九州県土整備事務所 宗像支所	0940-36-2005	811-3436	宗像市東郷1-2-1 宗像総合庁舎	出先	福岡
労働委員会事務局	調整課	092-643-3979	812-0046	福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎	出先	福岡
教育庁	福岡教育事務所	092-643-0111	812-0046	福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎	出先	福岡
教育庁	教育センター	092-947-0079	811-2401	糟屋郡篠栗町高田268	出先	福岡
教育庁	体育研究所	092-611-0220	812-0852	福岡市博多区東平尾公園2-1-4	出先	福岡
教育庁	美術館	092-715-3551	810-0001	福岡市中央区天神5-2-1	出先	福岡
教育庁	図書館	092-641-1125	812-8651	福岡市東区箱崎1-41-12	出先	福岡
教育庁	社会教育総合センター	092-947-3511	811-2402	糟屋郡篠栗町大字金出3350-2	出先	福岡
教育庁	少年自然の家「玄海の家」	0940-62-2511	811-3501	宗像市神湊1276	出先	福岡
教育庁	宗像高等学校	0940-36-2019	811-3436	宗像市東郷6-7-1	出先	福岡
教育庁	光陵高等学校	0940-43-5301	811-3223	福津市光陽台5丁目	出先	福岡
教育庁	水産高等学校	0940-52-0158	811-3304	福津市津屋崎4-46-14	出先	福岡
教育庁	玄界高等学校	092-944-2735	811-3114	古賀市舞の里3-6-1	出先	福岡
教育庁	新宮高等学校	092-962-2935	811-0119	糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-12-1	出先	福岡
教育庁	福岡魁誠高等学校	092-938-2021	811-2317	糟屋郡粕屋町長者原東5-5-1	出先	福岡
教育庁	須恵高等学校	092-936-5566	811-2221	糟屋郡須恵町大字旅石72-3	出先	福岡
教育庁	宇美商業高等学校	092-932-0135	811-2104	糟屋郡宇美町大字井野52-1	出先	福岡
教育庁	香住丘高等学校	092-661-2171	813-0003	福岡市東区香住ヶ丘1-26-1	出先	福岡
教育庁	香椎高等学校	092-681-1061	813-0011	福岡市東区香椎2-9-1	出先	福岡
教育庁	香椎工業高等学校	092-681-2131	813-0012	福岡市東区香椎駅東2-23-1	出先	福岡
教育庁	博多青松高等学校	092-632-4193	812-0044	福岡市博多区千代1-2-21	出先	福岡
教育庁	福岡高等学校	092-651-4265	812-0043	福岡市博多区堅粕1-29-1	出先	福岡
教育庁	福岡中央高等学校	092-521-1831	810-0014	福岡市中央区平尾3-20-57	出先	福岡
教育庁	古賀特別支援学校	092-943-8674	811-3113	古賀市千鳥4-3-1	出先	福岡
教育庁	福岡特別支援学校	092-963-0031	811-0119	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4-1-1	出先	福岡
教育庁	宗像中学校	0940-36-2029	811-3436	宗像市東郷6-7-1	出先	福岡
教育庁	むなかた特別支援学校	0940-33-3123	811-4148	宗像市赤間文教町1番2号	出先	福岡

ブロック別納品所属一覧(令和8年4月1日現在)

福岡(南)ブロック

部局名	組織名称	電話番号	郵便番号	住所	本庁・出先区分	ブロック
総務部	職員研修所	092-504-0531	816-0902	大野城市大字乙金8-1	出先	福岡
総務部	福岡県立公文書館	092-919-6166	818-0041	筑紫野市上古賀1-3-1	出先	福岡
総務部	筑紫県税事務所	092-513-5573	816-8558	大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎	出先	福岡
市町村・地域振興部	アジア文化交流センター	092-929-3272	818-0118	太宰府市石坂4-7-2	出先	福岡
人材育成・活躍推進部	女性相談支援センター	092-574-0267	816-0804	春日市原町3-1-7(クローバープラザ内)	出先	福岡
保健医療介護部	筑紫保健福祉環境事務所	092-513-5581	816-0943	大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎	出先	福岡
保健医療介護部	糸島保健福祉事務所	092-322-3269	819-1112	糸島市浦志2-3-1 糸島総合庁舎	出先	福岡
保健医療介護部	保健環境研究所	092-921-9940	818-0135	太宰府市大字向佐野39	出先	福岡
保健医療介護部	精神保健福祉センター	092-582-7510	816-0804	春日市原町3-1-7	出先	福岡
保健医療介護部	食肉衛生検査所	092-923-6621	818-0072	筑紫野市二日市中央4-5-34	出先	福岡
福祉こども政策部	福岡児童相談所	092-586-0023	816-0804	春日市原町3-1-7	出先	福岡
福祉こども政策部	福岡学園	092-952-2621	811-1241	那珂川市大字後野279-2	出先	福岡
福祉こども政策部	障がい者更生相談所	092-586-1055	816-0804	春日市原町3-1-7	出先	福岡
商工部	工業技術センター	092-925-7721	818-8540	筑紫野市上古賀3-2-1	出先	福岡
農林水産部	福岡農林事務所 福岡普及指導センター	092-806-3400	819-0371	福岡市西区大字飯氏902-1	出先	福岡
農林水産部	農林業総合試験場	092-924-2936	818-8549	筑紫野市大字吉木587	出先	福岡
農林水産部	農業大学校	092-925-2403	818-0004	筑紫野市大字吉木767	出先	福岡
農林水産部	水産海洋技術センター	092-806-0854	819-0165	福岡市西区今津1141-1	出先	福岡
農林水産部	農業革新支援センター(経営技術支援課)	092-925-2712	818-0004	筑紫野市大字吉木767	出先	福岡
県土整備部	福岡県土整備事務所 前原支所	092-322-2961	819-1112	糸島市浦志2-3-1 糸島総合庁舎	出先	福岡
県土整備部	那珂川県土整備事務所	092-513-5562	816-0943	大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎	出先	福岡
建築都市部	流域下水道事務所	092-513-5590	816-0943	大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎	出先	福岡
教育庁	筑紫丘高等学校	092-541-4061	815-0041	福岡市南区野間2-13-1	出先	福岡
教育庁	柏陵高等学校	092-566-3232	811-1353	福岡市南区柏原4-47-1	出先	福岡
教育庁	城南高等学校	092-831-0986	814-0111	福岡市城南区茶山6-21-1	出先	福岡
教育庁	修猷館高等学校	092-821-0733	814-8510	福岡市早良区西新6-1-10	出先	福岡
教育庁	福岡工業高等学校	092-821-5831	814-8520	福岡市早良区荒江2-19-1	出先	福岡
教育庁	福岡講倫館高等学校	092-871-2710	814-0033	福岡市早良区有田3-9-1	出先	福岡
教育庁	早良高等学校	092-804-6600	811-1112	福岡市早良区大字小笠木403	出先	福岡
教育庁	玄洋高等学校	092-806-3001	819-0380	福岡市西区田尻東2丁目2490	出先	福岡
教育庁	筑前高等学校	092-807-0611	819-0374	福岡市西区大字千里111-1	出先	福岡
教育庁	春日高等学校	092-574-1511	816-0811	春日市春日公園5-17	出先	福岡
教育庁	太宰府高等学校	092-921-4001	818-0122	太宰府市高雄3-4114	出先	福岡
教育庁	福岡農業高等学校	092-924-5031	818-0134	太宰府市大字大佐野250	出先	福岡
教育庁	筑紫中央高等学校	092-581-1470	816-0942	大野城市中央2-12-1	出先	福岡
教育庁	武蔵台高等学校	092-925-6441	818-0053	筑紫野市天拝坂5-2-1	出先	福岡
教育庁	筑紫高等学校	092-924-1511	818-0081	筑紫野市大字針摺東2-4-1	出先	福岡
教育庁	糸島高等学校	092-322-2604	819-1139	糸島市前原南2-21-1	出先	福岡
教育庁	糸島農業高等学校	092-322-2654	819-1117	糸島市前原西3-2-1	出先	福岡
教育庁	太宰府特別支援学校	092-924-5055	818-0134	太宰府市大字大佐野557-1	出先	福岡
教育庁	糸島特別支援学校	092-324-8100	819-1111	糸島市泊965	出先	福岡
教育庁	福岡聴覚特別支援学校	092-821-1212	814-0021	福岡市早良区荒江3-2-1	出先	福岡
教育庁	福岡高等聴覚特別支援学校	092-845-6931	814-0021	福岡市早良区荒江3-2-2	出先	福岡
教育庁	福岡視覚特別支援学校	092-924-1101	818-0014	筑紫野市大字牛島114	出先	福岡
教育庁	福岡高等視覚特別支援学校	092-925-3053	818-0014	筑紫野市大字牛島151	出先	福岡
教育庁	特別支援学校「福岡高等学園」	092-921-2244	818-0047	筑紫野市大字古賀304	出先	福岡
教育庁	福岡つくし特別支援学校	092-804-6631	811-1112	福岡市早良区大字小笠木412	出先	福岡

ブロック別納品所屬一覧(令和8年4月1日現在)

北九州(北)ブロック

部局名	組織名称	電話番号	郵便番号	住所	本庁・出先区分	ブロック
総務部	北九州東県税事務所	093-592-3511	803-8512	北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎	出先	北九州北
総務部	北九州西県税事務所	093-662-9310	805-0062	北九州市八幡東区平野2-13-2	出先	北九州北
政策企画部	パスポートセンター(北九州支所)	093-533-5646	802-0001	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2F	出先	北九州北
保健医療介護部	宗像・遠賀保健福祉環境事務所(遠賀分庁舎)	093-201-4162	807-0046	遠賀郡水巻町吉田西2-17-7	出先	北九州北
人材育成・活躍推進部	北九州労働者支援事務所	093-967-3945	802-0001	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4F	出先	北九州北
人材育成・活躍推進部	戸畑高等技術専門学校	093-882-4307	804-0031	北九州市戸畑区東大谷2-1-1	出先	北九州北
人材育成・活躍推進部	小倉高等技術専門学校	093-961-4002	802-0822	北九州市小倉南区横代東町1-4-1	出先	北九州北
人材育成・活躍推進部	福岡障害者職業能力開発校	093-741-5431	808-0122	北九州市若松区大字蟹住1728-1	出先	北九州北
商工部	北九州中小企業振興事務所	093-512-1540	802-0082	北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館6階	出先	北九州北
商工部	工業技術センター機械電子研究所	093-691-0260	807-0831	北九州市八幡西区則松3-6-1	出先	北九州北
農林水産部	八幡農林事務所	093-601-8851	807-0831	北九州市八幡西区則松3-7-1 八幡総合庁舎	出先	北九州北
農林水産部	八幡農林事務所 北九州普及指導センター	093-601-8854	807-0831	北九州市八幡西区則松3-7-1 八幡総合庁舎	出先	北九州北
県土整備部	北九州県土整備事務所	093-691-2761	807-0831	北九州市八幡西区則松3-7-1 八幡総合庁舎	出先	北九州北
教育庁	門司学園高等学校	093-483-1750	800-0102	北九州市門司区大字猿喰1462-2	出先	北九州北
教育庁	門司大翔館高等学校	093-372-1304	800-0047	北九州市門司区藤松2-7-1	出先	北九州北
教育庁	小倉南高等学校	093-921-2293	802-0801	北九州市小倉南区富士見1-9-1	出先	北九州北
教育庁	小倉商業高等学校	093-921-2245	802-0801	北九州市小倉南区富士見3-5-1	出先	北九州北
教育庁	小倉高等学校	093-592-3901	803-0828	北九州市小倉北区愛宕2-8-1	出先	北九州北
教育庁	小倉工業高等学校	093-571-1738	803-0825	北九州市小倉北区白萩町6-1	出先	北九州北
教育庁	小倉西高等学校	093-561-0444	803-0846	北九州市小倉北区下津5-7-1	出先	北九州北
教育庁	北九州高等学校	093-931-3554	802-0816	北九州市小倉南区若園5-1-1	出先	北九州北
教育庁	小倉東高等学校	093-473-4466	800-0225	北九州市小倉南区田原5-2-1	出先	北九州北
教育庁	戸畑高等学校	093-871-0928	804-0042	北九州市戸畑区夜宮3-1-1	出先	北九州北
教育庁	ひびき高等学校	093-881-2355	804-0041	北九州市戸畑区天籟寺1-2-1	出先	北九州北
教育庁	戸畑工業高等学校	093-881-3868	804-0052	北九州市戸畑区丸町3-10-1	出先	北九州北
教育庁	若松高等学校	093-751-1911	808-0015	北九州市若松区上原町15-13	出先	北九州北
教育庁	若松商業高等学校	093-791-0700	808-0106	北九州市若松区片山3-2-1	出先	北九州北
教育庁	八幡高等学校	093-651-0035	805-0034	北九州市八幡東区清田3-1-1	出先	北九州北
教育庁	八幡中央高等学校	093-681-2335	806-0015	北九州市八幡西区元城町1-1	出先	北九州北
教育庁	八幡工業高等学校	093-641-6611	806-0068	北九州市八幡西区別所町1-1	出先	北九州北
教育庁	八幡南高等学校	093-611-1881	807-0841	北九州市八幡西区の場町6-1	出先	北九州北
教育庁	北筑高等学校	093-603-6221	807-0857	北九州市八幡西区北筑1-1-1	出先	北九州北
教育庁	東筑高等学校	093-691-0050	807-0832	北九州市八幡西区東筑1-1-1	出先	北九州北
教育庁	折尾高等学校	093-691-3561	807-0863	北九州市八幡西区大膳2-23-1	出先	北九州北
教育庁	中間高等学校	093-246-0120	809-0021	中間市朝霧5-1-1	出先	北九州北
教育庁	遠賀高等学校	093-293-1225	811-4332	遠賀郡遠賀町大字上別府2110	出先	北九州北
教育庁	小倉聴覚特別支援学校	093-921-3600	802-0061	北九州市小倉北区三郎丸2-9-1	出先	北九州北
教育庁	北九州視覚特別支援学校	093-651-5419	805-0016	北九州市八幡東区高見5-1-12	出先	北九州北
教育庁	特別支援学校「北九州高等学園」	093-246-3000	809-0026	中間市大辻町18-1	出先	北九州北
教育庁	門司学園中学校	093-481-4673	800-0102	北九州市門司区大字猿喰1462-2	出先	北九州北

北九州(南)ブロック

部局名	組織名称	電話番号	郵便番号	住所	本庁・出先区分	ブロック
総務部	行橋県税事務所	0930-23-2216	824-0005	行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎	出先	北九州南
保健医療介護部	京築保健福祉環境事務所	0930-23-2244	824-0005	行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎	出先	北九州南
福祉こども政策部	京築児童相談所	0979-84-0407	828-0021	豊前市大字八屋2000-1	出先	北九州南
農林水産部	行橋農林事務所	0930-23-0311	824-0005	行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎	出先	北九州南
農林水産部	行橋農林事務所 京築普及指導センター	0930-23-4215	824-0005	行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎	出先	北九州南
農林水産部	農林業総合試験場 豊前分場	0930-23-0163	824-0038	行橋市西泉2丁目4-1	出先	北九州南
農林水産部	水産海洋技術センター 豊前海研究所	0979-82-2151	828-0022	豊前市大字宇島76-30	出先	北九州南
県土整備部	京築県土整備事務所	0979-82-3350	828-0021	豊前市大字八屋2007-1 豊前総合庁舎	出先	北九州南
県土整備部	京築県土整備事務所 行橋支所	0930-23-1747	824-0005	行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎	出先	北九州南
県土整備部	苅田港務所	093-434-0585	800-0315	京都郡苅田町港町29	出先	北九州南
教育庁	京築教育事務所	0979-83-3600	828-0051	豊前市大字吉木534-3	出先	北九州南
教育庁	青豊高等学校	0979-82-2105	828-0028	豊前市青豊3-1	出先	北九州南
教育庁	築上西高等学校	0930-56-0049	829-0301	築上郡築上町大字椎田764	出先	北九州南
教育庁	育徳館高等学校	0930-33-2003	824-0121	京都郡みやこ町豊津973	出先	北九州南
教育庁	苅田工業高等学校	093-436-0988	800-0354	京都郡苅田町大字集2569	出先	北九州南
教育庁	京都高等学校	0930-23-0036	824-0032	行橋市南大橋4-5-1	出先	北九州南
教育庁	行橋高等学校	0930-23-0164	824-0034	行橋市泉中央1-17-1	出先	北九州南
教育庁	築城特別支援学校	0930-52-3121	829-0102	築上郡築上町大字築城1561	出先	北九州南
教育庁	育徳館中学校	0930-33-5483	824-0121	京都郡みやこ町豊津973	出先	北九州南

ブロック別納品所屬一覧(令和8年4月1日現在)

筑豊ブロック

部局名	組織名称	電話番号	郵便番号	住所	本庁・出先区分	ブロック
総務部	田川県税事務所	0947-42-9302	825-0002	田川市大字伊田3292-2 田川総合庁舎	出先	筑豊
総務部	飯塚・直方県税事務所	0948-21-4902	820-0004	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎	出先	筑豊
総務部	消防学校	0948-57-2830	820-0301	嘉麻市牛隈1794	出先	筑豊
政策企画部	パスポートセンター(飯塚支所)	0948-21-4981	820-0004	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎	出先	筑豊
保健医療介護部	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4911	820-0004	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎	出先	筑豊
保健医療介護部	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 直方分庁舎	0949-22-5692	822-0025	直方市大字日吉町9-10 直方総合庁舎	出先	筑豊
保健医療介護部	田川保健福祉事務所	0947-42-9311	825-8577	田川市大字伊田3292-2 田川総合庁舎	出先	筑豊
福祉こども政策部	田川児童相談所	0947-42-0499	826-0041	田川市弓削田188	出先	筑豊
人材育成・活躍推進部	筑豊労働者支援事務所	0948-22-1149	820-0004	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎	出先	筑豊
人材育成・活躍推進部	小竹高等技術専門校	09496-2-6441	820-1104	鞍手郡小竹町大字新多514-2	出先	筑豊
人材育成・活躍推進部	田川高等技術専門校	0947-44-1676	825-0005	田川市大字籾2059	出先	筑豊
商工部	飯塚中小企業振興事務所	0948-22-3561	820-0040	飯塚市吉原町6-12 飯塚商工会議所ビル4F	出先	筑豊
農林水産部	飯塚農林事務所	0948-21-4952	820-0004	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎	出先	筑豊
農林水産部	飯塚農林事務所 飯塚普及指導センター	0948-23-4154	820-0089	飯塚市小正319-1	出先	筑豊
農林水産部	飯塚農林事務所 田川普及指導センター	0947-42-1428	825-0002	田川市大字伊田2741-5	出先	筑豊
農林水産部	北部家畜保健衛生所	0948-42-0214	820-0201	嘉麻市漆生587-8	出先	筑豊
県土整備部	直方県土整備事務所	0949-22-5610	822-0025	直方市日吉町9-10 直方総合庁舎	出先	筑豊
県土整備部	田川県土整備事務所	0947-42-9111	825-0002	田川市大字伊田4543-1	出先	筑豊
県土整備部	飯塚県土整備事務所	0948-21-4933	820-0004	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎	出先	筑豊
教育庁	北九州教育事務所	0949-25-1200	822-0031	直方市大字植木1047-1	出先	筑豊
教育庁	筑豊教育事務所	0948-25-2601	820-0003	飯塚市立岩1401-2	出先	筑豊
教育庁	英彦山青年の家	0947-85-0101	824-0721	田川郡添田町大字英彦山32-18	出先	筑豊
教育庁	田川高等学校	0947-44-1131	822-1405	田川郡香春町大字中津原2055-1	出先	筑豊
教育庁	東鷹高等学校	0947-44-3015	825-0002	田川市大字伊田2362-3	出先	筑豊
教育庁	田川科学技術高等学校	0947-44-1041	825-0005	田川市大字籾1900	出先	筑豊
教育庁	西田川高等学校	0947-44-0313	826-0023	田川市上本町7-11	出先	筑豊
教育庁	稲築志耕館高等学校	0948-42-1313	820-0205	嘉麻市岩崎1318-1	出先	筑豊
教育庁	嘉穂高等学校	0948-22-0231	820-0021	飯塚市潤野8-12	出先	筑豊
教育庁	嘉穂東高等学校	0948-22-0071	820-0003	飯塚市立岩1730-5	出先	筑豊
教育庁	嘉穂総合高等学校	0948-65-5727	820-0607	嘉穂郡桂川町大字土師1117-1	出先	筑豊
教育庁	鞍手高等学校	0949-22-0369	822-0034	直方市大字山部810-7	出先	筑豊
教育庁	直方高等学校	0949-22-0006	822-0002	直方市大字頓野3459-2	出先	筑豊
教育庁	筑豊高等学校	0949-26-0324	822-0002	直方市大字頓野4019-2	出先	筑豊
教育庁	鞍手竜徳高等学校	0949-22-0466	823-0001	宮若市龍徳161	出先	筑豊
教育庁	川崎特別支援学校	0947-72-7788	827-0003	田川郡川崎町大字川崎2343	出先	筑豊
教育庁	嘉穂特別支援学校	0948-42-1511	820-0206	嘉麻市鴨生328-1	出先	筑豊
教育庁	直方特別支援学校	0949-24-5570	822-0007	直方市大字下境410-2	出先	筑豊
教育庁	嘉穂高等学校附属中学校	0948-22-3273	820-0021	飯塚市潤野8-12	出先	筑豊

筑後(北)ブロック

部局名	組織名称	電話番号	郵便番号	住所	本庁・出先区分	ブロック
総務部	久留米県税事務所	0942-30-1012	839-0861	久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎	出先	筑後北
政策企画部	パスポートセンター(久留米支所)	0942-30-1060	839-0861	久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎	出先	筑後北
保健医療介護部	北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-4184	838-0068	朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎	出先	筑後北
保健医療介護部	北筑後保健福祉環境事務所 久留米分庁舎	0942-30-1043	839-0861	久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎	出先	筑後北
福祉こども政策部	久留米児童相談所	0942-32-4458	830-0047	久留米市津福本町字金丸281	出先	筑後北
人材育成・活躍推進部	筑後労働者支援事務所	0942-30-1034	839-0861	久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎	出先	筑後北
人材育成・活躍推進部	久留米高等技術専門校	0942-32-8795	839-0861	久留米市合川町1786-2	出先	筑後北
商工部	久留米中小企業振興事務所	0942-33-7228	830-0022	久留米市城南町15-5 久留米商工会館3F	出先	筑後北
商工部	工業技術センター-生物食品研究所	0942-30-6213	839-0861	久留米市合川町1465-5	出先	筑後北
農林水産部	朝倉農林事務所	0946-22-2730	838-0068	朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎	出先	筑後北
農林水産部	朝倉農林事務所 朝倉普及指導センター	0946-22-2551	838-0026	朝倉市柿原1110-2	出先	筑後北
農林水産部	朝倉農林事務所 久留米普及指導センター	0942-47-5101	839-0827	久留米市山本町豊田1506-19	出先	筑後北
農林水産部	両筑家畜保健衛生所	0942-30-1037	839-0861	久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎別棟	出先	筑後北
農林水産部	朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センター	0942-39-7971	830-0047	久留米市津福本町1712-1	出先	筑後北
農林水産部	農林業総合試験場資源活用研究センター(総務・普及部)	0942-45-7870	839-0827	久留米市山本町豊田1438-2	出先	筑後北
農林水産部	農林業総合試験場資源活用研究センター(苗木・花き部)	0943-72-2243	839-1212	久留米市田主丸町石垣16-3	出先	筑後北
農林水産部	水産海洋技術センター 内水面研究所	0946-52-3218	838-1306	朝倉市山田2449	出先	筑後北
県土整備部	久留米県土整備事務所	0942-44-5222	839-0865	久留米市新合川11-7-27	出先	筑後北
県土整備部	朝倉県土整備事務所	0946-22-3912	838-0068	朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎	出先	筑後北
教育庁	九州歴史資料館	0942-75-9575	838-0106	小郡市三沢5208-3	出先	筑後北
教育庁	北筑後教育事務所	0942-32-3099	830-0047	久留米市津福本町今畑218-1	出先	筑後北
教育庁	小郡高等学校	0942-75-1211	838-0106	小郡市三沢5128-1	出先	筑後北
教育庁	三井高等学校	0942-72-2161	838-0122	小郡市松崎650	出先	筑後北
教育庁	久留米筑水高等学校	0942-43-0461	839-0817	久留米市山川町1493	出先	筑後北
教育庁	明善高等学校	0942-32-5241	830-0022	久留米市城南町9-1	出先	筑後北
教育庁	久留米高等学校	0942-33-1288	830-0038	久留米市西町482	出先	筑後北
教育庁	三猪高等学校	0942-62-3146	830-0207	久留米市城島町城島59-1	出先	筑後北
教育庁	浮羽工業高等学校	0943-72-3111	839-1233	久留米市田主丸町田主丸395-2	出先	筑後北
教育庁	浮羽求真館高等学校	0943-75-3899	839-1342	うきは市吉井町生葉658	出先	筑後北
教育庁	朝倉高等学校	0946-22-2043	838-0068	朝倉市甘木876	出先	筑後北
教育庁	朝倉東高等学校	0946-22-2114	838-0068	朝倉市甘木116-2	出先	筑後北
教育庁	朝倉光陽高等学校	0946-62-1417	838-1513	朝倉市杷木古賀1765	出先	筑後北
教育庁	小郡特別支援学校	0942-73-3437	838-0123	小郡市下岩田2341-3	出先	筑後北
教育庁	久留米聴覚特別支援学校	0942-44-2304	839-0852	久留米市高良内町2935	出先	筑後北
教育庁	田主丸特別支援学校	0943-73-1537	839-1212	久留米市田主丸町石垣1190-1	出先	筑後北

ブロック別納品所属一覧(令和8年4月1日現在)

筑後(南)ブロック

部局名	組織名称	電話番号	郵便番号	住所	本庁・出先区分	ブロック
総務部	大牟田県税事務所	0944-41-5122	836-0034	大牟田市小浜町24-1 大牟田総合庁舎	出先	筑後南
総務部	筑後県税事務所	0942-52-5131	833-0041	筑後市大字和泉423	出先	筑後南
保健医療介護部	南筑後保健福祉環境事務所	0944-72-2111	832-0823	柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎	出先	筑後南
保健医療介護部	南筑後保健福祉環境事務所 八女分庁舎	0943-22-6971	834-0063	八女市本村25 八女総合庁舎	出先	筑後南
福祉こども政策部	大牟田児童相談所	0944-54-2344	836-0027	大牟田市西浜田町4-1	出先	筑後南
人材育成・活躍推進部	大牟田高等技術専門校	0944-54-0320	837-0924	大牟田市大字歴木475	出先	筑後南
商工部	工業技術センターインテリア研究所	0944-86-3259	831-0031	大川市大字上巻405-3	出先	筑後南
農林水産部	筑後農林事務所	0942-52-5914	833-0041	筑後市大字和泉606-1	出先	筑後南
農林水産部	筑後農林事務所 南筑後普及指導センター	0944-62-4191	835-0024	みやま市瀬高町下庄800-7	出先	筑後南
農林水産部	筑後農林事務所 八女普及指導センター	0943-23-3106	834-0005	八女市大島360	出先	筑後南
農林水産部	農林業総合試験場 筑後分場	0944-32-1029	830-0416	三潨郡大木町大字八町牟田1003	出先	筑後南
農林水産部	農林業総合試験場 八女分場	0943-42-0292	834-1213	八女市黒木町本分3266-1	出先	筑後南
農林水産部	筑後家畜保健衛生所	0942-53-2405	833-0041	筑後市大字和泉606-1	出先	筑後南
農林水産部	水産海洋技術センター 有明海研究所	0944-72-5338	832-0055	柳川市吉富町728-5	出先	筑後南
県土整備部	南筑後県土整備事務所	0944-41-5112	836-0034	大牟田市小浜町24-1 大牟田総合庁舎	出先	筑後南
県土整備部	南筑後県土整備事務所 柳川支所	0944-72-4155	832-0823	柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎	出先	筑後南
県土整備部	八女県土整備事務所	0943-22-6983	834-0063	八女市本村25 八女総合庁舎	出先	筑後南
教育庁	南筑後教育事務所	0942-53-7181	833-0041	筑後市大字和泉423	出先	筑後南
教育庁	大川樟風高等学校	0944-87-2247	831-0005	大川市大字向島1382	出先	筑後南
教育庁	伝習館高等学校	0944-73-3116	832-0045	柳川市本町142	出先	筑後南
教育庁	山門高等学校	0944-62-4105	835-0025	みやま市瀬高町上庄1730-1	出先	筑後南
教育庁	三池高等学校	0944-53-2172	837-0917	大牟田市大字草木245	出先	筑後南
教育庁	三池工業高等学校	0944-53-3036	836-8577	大牟田市上官町4-77	出先	筑後南
教育庁	大牟田北高等学校	0944-58-0011	837-0904	大牟田市大字吉野555	出先	筑後南
教育庁	ありあけ新世高等学校	0944-59-9688	837-0904	大牟田市大字吉野1389-1	出先	筑後南
教育庁	八女高等学校	0942-53-4184	833-0041	筑後市大字和泉251	出先	筑後南
教育庁	八女工業高等学校	0942-53-2044	833-0003	筑後市大字羽犬塚301-4	出先	筑後南
教育庁	福島高等学校	0943-22-5148	834-0006	八女市吉田1581-2	出先	筑後南
教育庁	八女農業高等学校	0943-23-3175	834-0031	八女市本町2-160	出先	筑後南
教育庁	柳河特別支援学校	0944-73-2263	832-0823	柳川市三橋町今古賀170	出先	筑後南
教育庁	筑後特別支援学校	0942-53-0528	833-0034	筑後市大字下北島318	出先	筑後南
教育庁	輝翔館中等教育学校	0943-42-1917	834-1216	八女市黒木町桑原10-2	出先	筑後南

入札参加者心得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、全てを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないよう十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額の記載がないもの。又は入札金額を訂正した入札。
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札。
 - (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札。
 - (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札。
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（入札しようとする金額の100分の110＝税込金額）の100分の5に達しない入札。
 - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
 - (9) 入札書の日付のないもの、又は日付に記載誤りがある入札。
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に記名押印又は署名したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。
- 15 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。
- 16 入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

※「入札保証金・契約保証金」についての注意事項

(熟読をお願いします。)

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金(又はそれに代わるもの)を入札日程表に示す期限までに県に提出して頂く必要があります。

① 入札保証金を納める。

入札保証金となる金額は、入札しようとする金額の100分の110(=税込み金額)の5%以上です。

この場合、現金及び小切手とも「保証金等納付書」に記名押印又は署名していただきます。「保証金等納付書」が必要な方は、調達班にてお配りします。

② 入札保証保険に入ってその証券を提出する。

保険金額・・・入札しようとする金額の100分の110(=税込み金額)の5%以上です。

保証期間・・・「**入札書提出日**」から「**開札日の2週間程度後**」までの期間でお願いします。

特約条項・・・「**定額てん補**」の特約を付けてください。

③ 物品購入証明書(履行確認書「交付願」を含む。)を提出する。

これは、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)」を提出することです。証明書は、過去2年間のもの2件が必要です。

同種・同規模とは、入札しようとする金額の100分の110(=税込み金額)の、20%を超える同種の契約をいいます。

(例:250万円が入札金額の場合、契約希望金額が275万円となり、その20%となる55万円を超える契約(=550,001円以上)の実績が2件必要となります。)

「過去2年間の間」とは、本件入札の「開札日」から過去2年間の間に「納入年月日」が含まれていることを要件とします。履行期限ではありませんのでご注意ください。

また、単価契約を実績として挙げる場合は、一度調達班へご連絡ください。

※物品購入証明書(履行確認書(交付願)を含む。)は、入札者が履行した契約に限ります。他の支店や、(契約業務を本店から支店や営業所に委任されている場合は)本店の履行証明は受付することができませんので、ご注意ください。

様式は入札説明書中の「物品購入証明書」又は「履行確認書(交付願)」を参照のこと。

契約書の写しは証明書の代わりになりません。

【契約保証金について】

落札後の契約保証金も入札保証金と同様の取扱いですが、契約金額(税込み)に乗ずる率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5%	10%
② 保証保険	5%	10%
③ 物品購入証明書	20%	20%

なお、入札保証金を納付された方が落札された場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することも可能です。

入札書（見積書）（請書）

No. _____

¥ _____

納期限	令和8年6月1日～ 令和9年5月31日		納入先	本庁地区 (別紙納品所属一覧のとおり)	
品名	規格	数量 単位	単価	金額	摘要
コピー用紙	A3	2,900 包			1包 500枚入り
コピー用紙	A4	75,200 包			1包 500枚入り
コピー用紙	B4	200 包			1包 500枚入り
コピー用紙	B5	100 包			1包 500枚入り
合計					

上記のとおり入札(見積)いたします。

年 月 日

福岡県知事殿

住 所

氏 名

1 契約内容 上記のとおり

2 契約金額 ¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____ 円)

- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
- (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後と同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入札書（見積書）（請書）

No. _____

¥ _____

納期限	令和8年6月1日～ 令和9年5月31日		納入先	福岡(北)地区 (別紙納品所属一覧のとおり)	
品名	規格	数量 単位	単価	金額	摘要
コピー用紙	A3	2,100 包			1包 500枚入り
コピー用紙	A4	46,600 包			1包 500枚入り
コピー用紙	B4	13,700 包			1包 500枚入り
コピー用紙	B5	1,400 包			1包 500枚入り
合計					

上記のとおり入札(見積)いたします。

年 月 日

福岡県知事殿

住所

氏名

1 契約内容 上記のとおり

2 契約金額 ¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____ 円)

- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。
この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
- (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入札書（見積書）（請書）

No. _____

¥ _____

納期限	令和8年6月1日～ 令和9年5月31日		納入先	福岡(南)地区 (別紙納品所属一覧のとおり)	
品名	規格	数量 単位	単価	金額	摘要
コピー用紙	A3	2,400 包			1包 500枚入り
コピー用紙	A4	41,700 包			1包 500枚入り
コピー用紙	B4	21,000 包			1包 500枚入り
コピー用紙	B5	3,200 包			1包 500枚入り
合計					

上記のとおり入札(見積)いたします。

年 月 日

福岡県知事殿

住 所

氏 名

1 契約内容 上記のとおり

2 契約金額 ¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____ 円)

- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
- (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入札書（見積書）（請書）

No. _____

¥ _____

納期限	令和8年6月1日～ 令和9年5月31日		納入先	北九州(北)地区 (別紙納品所属一覧のとおり)	
品名	規格	数量 単位	単価	金額	摘要
コピー用紙	A3	1,900 包			1包 500枚入り
コピー用紙	A4	34,900 包			1包 500枚入り
コピー用紙	B4	11,900 包			1包 500枚入り
コピー用紙	B5	1,300 包			1包 500枚入り
合計					

上記のとおり入札(見積)いたします。

年 月 日

福岡県知事殿

住所

氏名

1 契約内容 上記のとおり

2 契約金額 ¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____ 円)

3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。

5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入札書（見積書）（請書）

No. _____

¥ _____

納期限	令和8年6月1日～ 令和9年5月31日		納入先	北九州(南)地区 (別紙納品所属一覧のとおり)	
品名	規格	数量 単位	単価	金額	摘要
コピー用紙	A3	1,000 包			1包 500枚入り
コピー用紙	A4	14,800 包			1包 500枚入り
コピー用紙	B4	4,100 包			1包 500枚入り
コピー用紙	B5	800 包			1包 500枚入り
合計					

上記のとおり入札(見積)いたします。

年 月 日

福岡県知事殿

住所

氏名

1 契約内容 上記のとおり

2 契約金額

¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____ 円)

3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。

5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入札書（見積書）（請書）

No. _____

¥ _____

納期限	令和8年6月1日～ 令和9年5月31日		納入先	筑豊地区 (別紙納品所属一覧のとおり)	
品名	規格	数量 単位	単価	金額	摘要
コピー用紙	A3	1,600 包			1包 500枚入り
コピー用紙	A4	31,600 包			1包 500枚入り
コピー用紙	B4	7,100 包			1包 500枚入り
コピー用紙	B5	800 包			1包 500枚入り
合計					

上記のとおり入札(見積)いたします。

年 月 日

福岡県知事殿

住所

氏名

1 契約内容 上記のとおり

2 契約金額 ¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____ 円)

- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
- (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入札書（見積書）（請書）

No. _____

¥ _____

納期限	令和8年6月1日～ 令和9年5月31日			納入先	筑後(北)地区 (別紙納品所属一覧のとおり)	
品名	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
コピー用紙	A3	2,400	包			1包 500枚入り
コピー用紙	A4	28,400	包			1包 500枚入り
コピー用紙	B4	6,900	包			1包 500枚入り
コピー用紙	B5	900	包			1包 500枚入り
合計						

上記のとおり入札(見積)いたします。

年 月 日

福岡県知事殿

住所

氏名

1 契約内容 上記のとおり

2 契約金額 ¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____ 円)

- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
- (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入札書（見積書）（請書）

No. _____

¥ _____

納期限	令和8年6月1日～ 令和9年5月31日		納入先	筑後(南)地区 (別紙納品所属一覧のとおり)	
品名	規格	数量 単位	単価	金額	摘要
コピー用紙	A3	1,700 包			1包 500枚入り
コピー用紙	A4	26,500 包			1包 500枚入り
コピー用紙	B4	5,300 包			1包 500枚入り
コピー用紙	B5	1,000 包			1包 500枚入り
合計					

上記のとおり入札(見積)いたします。

年 月 日

福岡県知事殿

住所

氏名

1 契約内容 上記のとおり

2 契約金額 ¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____ 円)

- 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。
- 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

(裏)

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき(事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。)
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき(暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等)。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

契約者住所

氏 名

- 備考 1 入札(見積)金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書(見積書)に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額(1円未満切捨て)を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額(1円未満切捨て)を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
- 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金の パーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

入札書（見積書）（請書）

【記入例1】

No. _____

¥19,760,496 ←入札金額(税抜き価格、訂正は不可)

納期限	令和8年6月1日～ 令和9年5月31日			納入先	本庁地区 (別紙納品所属一覧のとおり)	
品名	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
コピー用紙	A3	2,900	包	300.15	870,435	
コピー用紙	A4	75,200	包	250.00	18,800,000	
コピー用紙	B4	200	包	350.23	70,046	
コピー用紙	B5	100	包	200.15	20,015	
合計					19,760,496	

税抜き単価を記入すること
(記載単価はあくまで例です)

縦計を記入

19,760,496

上記のとおり
福岡県

入札参加資格者名簿に登録されている法人の代表者本人が入札する場合の記入例

令和8年〇〇月××日

住所 福岡市博多区〇〇〇〇〇

●●●●●●●● (株)

氏名 代表取締役 △△△△△

↓ これより下は、記入しないでください。

↑ 押印不要

1 契約内容、履行期限及び履行場所 上記のとおり

2 契約金額

¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____ 円)

3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4 私の責任において、納期の遅延をしたときは遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。

5 私は、この契約に関して次の各号の一に該当するときは、直ちに契約を解除されても異議ありません。

(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができることにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入札書（見積書）（請書）

【記入例2】

No. _____

¥19,760,496 ←入札金額(税抜き価格、訂正は不可)

納期限	令和8年6月1日～ 令和9年5月31日		納入先		本庁地区 (別紙納品所属一覧のとおり)	
品名	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
コピー用紙	A3	2,900	包	300.15	870,435	
コピー用紙	A4	75,200	包	250.00	18,800,000	
コピー用紙	B4	200	包	350.23	70,046	
コピー用紙	B5	100	包	200.15	20,015	
合計					19,760,496	

税抜き単価を記入すること
(記載単価はあくまで例です)

縦計を記入

上記のとおり入札(見積)いたします。

福岡県知事殿

法人の支店が名簿に登録されており、支店
長以外の者が入札する場合の記入例

令和8年〇〇月××日

住所 福岡市博多区〇〇〇〇〇
●●●●●● (株)福岡支店
支店長 △△△△△
氏名 代理人 ■■ ■■■■

↓ これより下は、記入しないでください。

↑ 押印不要

- 契約内容、履行期限及び履行場所 上記のとおり
- 契約金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____ 円)
- 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 私の責任において、納期の遅延をしたときは遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。
- 私は、この契約に関して次の各号の一に該当するときは、直ちに契約を解除されても異議ありません。
 - 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入札書（見積書）（請書）

【記入例3】

No. _____

¥19,760,496 ←入札金額(税抜き価格、訂正は不可)

納期限	令和8年6月1日～ 令和9年5月31日		納入先		本庁地区 (別紙納品所属一覧のとおり)	
品名	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
コピー用紙	A3	2,900	包	300.15	870,435	
コピー用紙	A4	75,200	包	250.00	18,800,000	
コピー用紙	B4	200	包	350.23	70,046	
コピー用紙	B5	100	包	200.15	20,015	
				税抜き単価を記入すること (記載単価はあくまで例です)		
合計				縦計を記入		19,760,496

上記のとおり入札 代表取締役以外の者(委任を受けた代理人)が入札する場合の記入例

令和8年〇〇月××日

福岡県知事殿

住所 福岡市博多区〇〇〇〇〇〇 (株)
代表取締役 △△△△△
氏名 代理人 ■■ ■■ ■■

↓ これより下は、記入しないでください。

↑ 押印不要

1 契約内容、履行期限及び履行場所 上記のとおり

2 契約金額 ¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____ 円)

3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4 私の責任において、納期の遅延をしたときは遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。

5 私は、この契約に関して次の各号の一に該当するときは、直ちに契約を解除されても異議ありません。

(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

委 任 状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者)
住 所
会社名
氏 名

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

(委任事項)

令和8年度コピー用紙単価契約（知事・教育）に係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 入札保証金又は保証物の納付並びに払戻請求及び領収に関する事務
- 3 契約保証金又は保証物の納付並びに払戻請求に関する事務

委任状作成例（名簿登載者から入札担当者への委任状）

委 任 状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

（委任者）

住 所

会社名

氏 名

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

（委任事項）

令和8年度コピー用紙単価契約（知事・教育）に係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 入札保証金又は保証物の納付並びに払戻請求及び領収に関する事務
- 3 契約保証金又は保証物の納付並びに払戻請求に関する事務

- 1 資格者名簿に登載されている代表者（本社で登載されている場合は代表取締役、支店等で登載されている場合は支店長等）が、入札を代理人に行わせるときに提出する書類です。入札前までに提出してください。
- 2 委任者の欄には資格者名簿に登載されている代表者名を記載してください。（本社で登載の場合は代表取締役等、支店等で登載の場合は支店長等名）。
- 3 委任者及び代理人氏名欄の押印は不要です。

仕様申立書提出要領

1 目的

納入しようとする物品が、仕様書に示す各項目及び条件等に適合することを証明するものです。

2 提出等について

※持参又は郵送

(1) 提出先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577
福岡県福岡市博多区東公園7-7
電話番号 092-643-3092

(2) 提出書類

- ・仕様申立書
- ・応札しようとする製品に係る製造元発行の紙質試験表(試験方法は日本工業規格による)
- ・総合評価値が確認できるもの
- ・サンプル品1包(A4)

(3) 提出期限

令和8年4月23日(木) 17時00分まで

なお、提出された仕様申立書について確認を行い、訂正が必要になることも考えられますので、余裕を持って提出してください。

郵送する場合は提出期限必着です。

資料については、日本語表記(日本語以外の言語については日本語訳添付)し、A4版で作成してください。

3 仕様申立書承認通知について

仕様申立書審査終了後、総務部総務事務厚生課調達班から令和8年5月8日(金)までに通知します。

仕 様 申 立 書

福岡県総務部総務事務厚生課長 殿

令和 年 月 日

事業者住所
事業者名
代表者職・氏名
資格者番号

この度、「令和8年度コピー用紙単価契約（知事・教育）」に係る入札に関し、下表の製品が仕様書の要件を満たすことを申し立てます。

メーカー名	
製品名	

担当者

氏 名	電話番号	F A X 番号

添付書類

- (1) 応札しようとする製品の仕様書
- (2) 応札しようとする製品に係る製造元発行の紙質試験表（試験方法は日本工業規格による）
- (3) 総合評価値が確認できるもの
- (4) サンプル品1包（A4）

物品購入証明書

契約年月日	納入年月日	品名	規格	数量	金額(円)	備考
納期限						

納入者住所

商号及び営業

代表者名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

年 月 日

証明者名

印

物品購入証明書

契約年月日	納入年月日	品名	規格	数量	金額(円)	備考
納期限						

「過去2年間の間」とは、本件入札の「開札日」から過去2年間の間に「納入年月日」が含まれていることを要件とします。
 ※履行期限ではありませんのでご注意ください。
 (単価契約を実績として挙げる場合は、一度調達班へご連絡ください。)

納入者住所

商号及び営業

代表者名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

履行確認書（交付願）

契約年月日	納入年月日	案 件 名	契約金額(円)	備考
履行期限				
年 月 日	年 月 日		¥	
年 月 日				
年 月 日	年 月 日		¥	
年 月 日				

納入者住所 _____

商号及び営業所 _____

代表者名 _____

上記案件について、履行確認書の作成を依頼します。

本確認書を使用する
入札案件名

令和8年度コピー用紙単価契約(知事・教育) (地区名)

仕様申立書の提出期限までに提出してください。
(総務事務厚生課調達班用)

履行確認書（交付願）

「過去2年間の間」とは、本件入札の「開札日」から過去2年間の間に「納入年月日」が含まれていることを要件とします。
※履行期限ではありませんのでご注意ください。
(単価契約を実績として挙げる場合は、一度調達班へご連絡ください。)

契約年月日	納入年月日	案件名	契約金額(円)	備考
令和〇〇年〇月〇〇日	令和〇〇年〇月〇〇日	〇〇〇〇〇	¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇	需〇〇
令和〇〇年〇月〇〇日				
令和〇〇年〇月〇〇日	令和〇〇年〇月〇〇日	〇〇〇〇〇	¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇	需〇〇
令和〇〇年〇月〇〇日				

整理番号が分かる場合は記載して下さい。

納入者住所 福岡市〇〇区〇〇丁目 〇〇-〇〇

商号及び営業所 株式会社〇〇〇〇

代表者名 〇〇 〇〇

押印は不要です。

上記案件について、履行確認書の作成を依頼します。

本確認書を使用する
入札案件名

〔 令和8年度コピー用紙単価契約(知事・教育)
(地区名) 〕

仕様申立書の提出期限までに提出してください。
(総務事務厚生課調達班用)

入札保証保険の例

申込日 令和〇年〇月〇日		保険種目 保証保険		保険種類 履行保証 入札保証		証券番号 A 9876543210	
申込 〒 810-〇〇〇〇 電話番号 092-〇〇〇〇-△×△× FAX 092-〇〇〇〇-△×△× フリガナ フクオカシチュウオウクテンジン 住所 福岡市中央区天神〇-〇-△		契約 〇 建設工事 建設工事 売買 刑務 請負 の請負 以外の 作業 売買 売買 請負 以外		担当店 九州支社 県庁支店		代理店 ☆☆☆☆	
申込 フリガナ カブシキガイシャ〇×印刷 ダイヒョウトリシマリヤク フクオカタロウ 氏名 株式会社 〇×印刷 代表取締役 福岡 太郎		入札保証 保険期間 令和〇年〇月×日 から 契約の締結日まで (契約締結予定日 令和〇年×月△日) 年 月 日 間 *「保険責任の始期および終期に関する特約条項」が付帯されている場合は上記予定日を保険期間の終期とします。		開札日から契約締結予定日(開札日の翌日から起算して7日後(県の休日を除く。))まで。		〇	
被 フリガナ フクオカシハカタクヒガシコウエン 住所 福岡市博多区東公園7-7		発注者区分 〇 民間 官公庁		受注形態 〇 単 共同 体 企業体 (JV)		瑕疵 保証 特約 期間 目的物の引渡または目的の達成の時から瑕疵担保責任の終了の日まで 令和 年 月 日から 日 間 予定特約期間 令和 年 月 日まで 年 月 日 間 *「保険責任の始期および終期に関する特約条項」が付帯されている場合は上記予定日を保険期間の終期とします。	
保 フリガナ フクオカケンチジ ハツリセイタロウ 氏名 福岡県知事 服部 誠太郎		民間 官公庁		単 共同 体 企業体 (JV)		〇	
契 約 名 〇×〇×〇×〇×〇×		入札説明書に記載している案件名を記入すること		種類 入札 実損 定額 てん補 てん補 〇〇〇 〇〇〇 5.0 6.0 〇〇 〇〇〇		付保割合 5.0 料率 6.0 保険料 〇〇 〇〇〇	
入 札 場 所 福岡県総務部総務事務厚生課入札室		入札説明書に記載している入札場所を記入		保証 〇		必ず 契約予定金額(入札記載金額に10/100を加算した額)の5%以上の金額とすること (なお、単価契約であれば、予定発注数量×入札書記載単価の金額に10/100を加算した額)の5%以上の金額とすること	
内 容 入札予定日 令和〇年〇月×日 契約締結 令和〇年×月△日 契約番号 入札金額 〇×〇 〇〇〇		必ず記入すること		瑕疵 保証 (履行のみ) 実損 てん補		合計 保険料 〇〇 〇〇〇	
特 約 条 項 定額てん補 〇 瑕疵保証 〇 作業 〇 保険責任の始期・終期 〇 工事完成保証 〇 縮小てん補 〇		開札日とすること		必ず 定額てん補の特約を付けること		〇△△×保険株式会社	
当社は、この保険証券に添付した標記保険の普通約款および特約条項ならびに裏面記載の特約条項その他にこの保険証券に記載したところから従い、上記のとおり保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行します。		契約予定金額(入札記載金額に10/100を加算した額) (なお、単価契約であれば、予定発注数量×入札書記載単価の金額に10/100を加算した額)		〇△△×保険株式会社		〇〇 〇〇〇	

物 品 単 価 契 約 書 (案)

物品の売買に関し、福岡県（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）との間に下記のとおり単価契約を締結する。

（売 買）

第1条 受注者は、別表に掲げる物品（以下「物品」という。）を同表記載の規格、単価等で発注者に売渡し、発注者はこれを買受ける。

（契約保証金等）

第2条 契約保証金、契約履行の場所、履行期限等は次の各号のとおりとする。

- (1) 契約保証金 福岡県財務規則第170条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。
- (2) 契約履行の場所 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期限 発注者の指定する日

（契約期限）

第3条 この契約の有効期間は令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。

（検 査）

第4条 受注者が物品を納入するときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない
2 発注者は、受注者が物品を納入するときは、受注者の立会いのもとに検査を行う。

（代金の支払）

第5条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請求書により売買代金の支払いを発注者に請求する。

- 2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

（請求方法）

第6条 受注者が前条により請求を行うときは、月締めで1か月ごとに請求書を作成し発注者に請求しなければならない。

- 2 受注者の作成する請求書は、物品ごとの納入合計数量に別表記載の単価を乗じて得た金額を端数処理し、その端数処理した物品ごとの金額の総価を請求金額とする。

〔注〕 契約業者がインボイス請求書を交付する場合は、本条第2項を変更する。（以下文案）

- 2 受注者の作成する請求書は、物品ごとの納入合計数量に別表記載の契約単価から、取引に係る消費税及び地方消費税の額を差し引いた額を乗じて得た金額を合計し、その合計に税率を乗じて、端数処理を行った額を請求金額とする。なお、一の請求書内に複数の税率が混在する場合は、各税率を乗じて得た額の合計を端数処理した額の総価を請求金額とする。

（契約不適合責任）

第7条 納入した物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者は受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納期の延期)

第8条 発注者は、受注者の申請により、天災地変その他受注者の責めに帰すべき事由によらないで履行期限までに履行できないと認めるときは、納期の延期をすることができる。

(契約の変更)

第9条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、発注者受注者協議の上、契約単価の変更を行うことができるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期限までに債務の履行を終わらないとき。
- (2) 正当な理由なく、第7条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 債務の履行を終わらせることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第13条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 特定調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会から契約を破棄すべき旨の提案があったとき。
- (8) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があった

として同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
(2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第12条 前二条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第13条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限までに債務の履行を終わらせることができないとき。

(2) 第7条第1項に規定する契約不適合があるとき。

(3) 前二号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、別表記載の単価に、本契約において発注者が示した予定発注数量を乗じた額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(1) 第10条又は第11条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

(3) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。

(4) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。

(5) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

3 前二項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項(第3号から第5号までを除く。)の規定は適用しない。

4 第1項第1号の場合においては、発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。

5 前項の遅滞損害金の額は、履行期限の翌日から起算し、物品の完納までの期間に応じ、1年につき未納部分の代金の3パーセントに相当する金額とする。

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

(賠償の予定)

第16条 前条の規定にかかわらず、受注者は、第11条第2項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、別表記載の単価に、本契約において発注者が示した予定発注数量を乗じた額の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。

ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

第17条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第13条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第5条第2項の規定による売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間)

第18条 受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(補 則)

第19条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法（明治29年法律第89号）、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）その他日本国の法令及び福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の定めるところによる。

(協 議)

第20条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき、又は必要な事項については、発注者と受注者が協議して定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 福岡県

代表者 福岡県知事 服 部 誠 太 郎 印

受注者 住 所（事務所の所在地）

氏 名（会社の名称及び代表者名） 印

別表

番号	品名	規格	単位	契約単価 (税込) (a)	うち取引に係る 消費税及び地方 消費税の額(b)	(参考) 契約単価から、取引 に係る消費税及び地方消費税 の額を差し引いた額(a-b) 【注】
1	コピー用紙	A 3 製品名・型番	包			
2	コピー用紙	A 4 製品名・型番	包			
3	コピー用紙	B 4 製品名・型番	包			
4	コピー用紙	B 5 製品名・型番	包			

【注】 契約業者がインボイス請求書を交付する場合設ける。

(表)

誓 約 書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 物品単価契約書第11条第3項（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

(裏)

暴力団排除条項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<物品単価契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第11条

1～2 略

3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

第15条 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、別表記載の単価に、本契約において発注者が示した予定発注数量を乗じた額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(1) 第10条又は第11条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)～(5) 略

3～5 略

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

課税
事業者届出書
免税

年 月 日

福岡県総務部
総務事務厚生課長 殿

住所
氏名

課税事業者

下記の期間については、消費税法の (同法第9条第1項本文の規定によ
り消費税を納める義務) である (となる予定である) の
が免除される事業者でない。
を免除されている。
で、その旨届け出ます。

記

年 月 日から

課税期間

年 月 日まで